

木城町ひなた暮らし移住支援金交付要綱

〔 令和 8 年 6 月 1 日
地 域 政 策 課 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町への移住・定住の促進及び地域における人材確保を目的として、三大都市圏等から本町に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内でひなた暮らし移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における三大都市圏等とは、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県）、大阪圏（大阪府、京都府及び奈良県）及び福岡県をいう。

(交付対象者)

第 3 条 ひなた暮らし移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年 7 月 1 9 日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）に規定するひなた暮らし移住支援金の支給要件を満たす者（当該者が同一世帯に 2 人以上いる場合にあっては、当該者のうち、いずれか 1 人に限る。）とする。

2 県要領第 3 の 3 (1) に定める人材確保支援策については、別表 1 のとおり定める。

3 県要領第 3 の 3 (2) に定める市町村長承認起業の認定手続きについては、町長が別に定める。

4 県要領第 4 の 1 (4) に定める関係人口の対象範囲については、(1) のいずれかに該当し、かつ (2) のいずれかに該当すること。

(1) 支給対象者の要件

- ① 木城町のお試し移住体験事業に参加経験を有する者
- ② 木城町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者
- ③ 木城町に居住経験のある者

(2) 地域の担い手確保の要件

- ① 農林水産業に就業する者
- ② 家業等へ就業する者
- ③ 木城町立地認定企業に就業した者、木城町商工会加盟の事業所に就業した者、またはこれに準ずる就業先に就業した者で町長が認める者
- ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(支援金の額)

第 4 条 ひなた暮らし移住支援金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 単身での移住の場合 3 0 万円

(2) 2 人以上の世帯での移住の場合 1 0 0 万円 (1 8 歳未満の世帯員を帯同して

移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。)

(交付申請)

第5条 ひなた暮らし移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは木城町ひなた暮らし移住支援金交付決定及び交付確定通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかにひなた暮らし移住支援金を支給するものとする。

(届出の義務)

第7条 移住支援金の交付の決定を受けた者(以下「支援対象者という。’)は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、ひなた暮らし移住支援金の交付について適切な実施等を確保するために、必要があると認めるとき又は宮崎県知事から要請を受けたときは、支援対象者に対し、ひなた暮らし移住支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、支援対象者が県要領に規定する移住支援金の返還要件に該当する場合は、当該ひなた暮らし移住支援金の交付を受けた者に対し、ひなた暮らし移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長及び宮崎県知事が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ひなた暮らし移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1

実施主体	人材確保支援策の名称
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（経営開始支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援資金）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（初期投資促進事業）
農林水産省	新規就農者育成総合対策（地域計画早期実現支援枠）
農林水産省	新規就農者確保緊急円滑化対策（世代交代円滑化タイプ）
農林水産省	地域農業構造転換支援対策（新規就農者チャレンジ事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（長期研修支援事業）
水産庁	経営体育成総合支援事業（次世代人材投資（準備型）事業）
県（企業振興課）	フードビジネス支援体制強化事業
県（山村・木材振興課）	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業 （みやざき林業大学校（長期課程）研修事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （新規就業準備給付金事業）
県（山村・木材振興課）	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業 （経営開始給付金事業）
県（医療政策課）	宮崎県ナースセンター事業
県（こども政策課）	保育人材緊急確保事業
県（こども政策課）	保育士修学資金貸付等制度
県（水産政策課）	みやざき漁業就業サポート事業（経営開始資金等支援）
宮崎県漁村活性化推進機構	みやざき漁業就業サポート事業（漁業体験実施支援）
宮崎県農業振興公社	新規就農支援研修生助成事業
木城町	木城町新規就農者支援事業
木城町	木城町農作業軽減サポート事業

別表 2

全員必須	①写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等提示により本人確認できる書類） ②木城町ひなた暮らし移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式 1） ※転入の事実の確認は、木城町が住民票を確認することにより行う。 ③移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式 1 別紙 1） ④移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類、世帯向けの金額を申請する場合は世帯分のもの） ※転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票 ⑤移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る） ⑥移住支援金に係る個人情報取扱いについての同意書（様式 1 別紙 2） ⑦移住支援金交付請求書（様式 5）
三大都市圏等における企業等への通勤者のみ提出	三大都市圏等で勤務していた企業等の就業証明書、ハローワーク発行の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
三大都市圏等に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出	①開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） ②個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
三大都市圏等の大学等に通学し、三大都市圏等の企業等へ就職した者のみ提出	①卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類） ②三都市圏等で勤務していた企業等の就業証明書、ハローワーク発行の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
移住支援金（就業）申請者のみ提出	就業証明書（対象事業所就職）（様式 2-1-1） ※雇用形態、応募日等を確認できる書類
移住支援金（テレワーク）申請者のみ提出	①就業証明書（テレワーク）（様式 2-1-2） ※自己の意思等を確認できる書類

移住支援金(テレワーク)申請者のうち個人事業主のみ提出	②就業時間の証明書(テレワーク)(様式2-1-3) ③業務委託契約書等 ※申請日以降にテレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類 ④開業届の写し又は確定申告書の写し ⑤申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類 ※全部又は一部の期間を確定申告書の写しに替えることができる。
移住支援金(起業)申請者のみ提出	起業支援金の交付決定通知書(写)
移住支援金(関係人口)申請者のみ提出	①就業先企業等の就業証明書 ※就業していることが確認できる書類 ②木城町長から提出を求められた書類
個人経営事業所への就業者のみ提出	①就業証明書(個人事業者)(様式2-2) ※雇用形態、応募日等を確認できる書類 ②支援策活用証明書(個人・自営)(様式2-3) ※就業開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
町長承認起業者のみ提出	起業にかかる木城町長の承認を証する書類
農林漁業自営就業者のみ提出	支援策活用証明書(個人・自営)(様式2-3) ※農業次世代人材投資事業準備型のみの活用者については、実施機関が就業開始を確認した上で、同証明書に就業日を記載する。 ※自営開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
事業承継者のみ提出	事業承継支援証明書(様式2-4) 事業承継の成立を証する書類(契約書、覚書、合意書、代表者の変更を証する書類、事業承継計画書、青年等就農計画等のいずれか)
農林漁業研修の受講後に申請する者のみ提出	農林漁業研修の受講証明書(農林漁業研修期間等確認)(様式3) ※受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの